

令和4年度 法学部新入生向け連絡事項

◆法学部学生便覧について

法学部学生便覧は、法学部に入学したみなさんの学修の進め方が掲載されています。専門科目の履修は、2年次進級以降となりますが、特に重要な事項を以下に記載しますので、必ず内容をご確認ください。なお、学生便覧は2年次ガイダンスで配付しますが、卒業まで使用するものとなりますので、大切に保管してください。

- 卒業認定基準について（便覧P.12）
- 進級要件について（便覧P.12）
- 修業年限と在学年限について（便覧P.12）
- 早期卒業について（便覧P.13）
- 法曹養成プログラム及び大学院進学プログラムと早期卒業について（便覧P.22）

※法曹養成・大学院進学プログラムに関する留意事項

【法曹養成プログラム】

1年次配当科目：全学教育科目「法学入門Ⅰ（民事法Ⅰ）」，「法学入門Ⅱ（民事法Ⅱ）」の修得が修了要件の1つであるため、登録希望の学生は、1年次のうちに両科目を修得しておくことを強く奨める。なお、自由設計科目として登録された科目は、修了要件単位に算入されないので、留意すること。

【法曹養成・大学院進学プログラム】

いずれかのプログラム登録者が早期卒業を希望する場合、卒業要件とされる単位（全学教育科目及び学部専門科目）の通算GPAが3.3以上である必要があるので、留意すること。

法学部学生便覧は法学部ホームページ（<https://www.juris.hokudai.ac.jp/>）からも閲覧できます。

◆学部要望科目について

全学教育科目のうち、「人文・社会科学の基礎」の枠内で開講される「法学入門Ⅰ（民事法Ⅰ）」，「法学入門Ⅱ（民事法Ⅱ）」，「法学入門Ⅲ（公法・刑事法）」，「政治学入門」は、法学部の学部要望科目として指定されています。2年次進級以降の法学部専門科目学修の基礎となるものですので、強く履修を推奨します。

◆法学部公認サークルについて

法学部には現在、「楡法会」，「法律相談室」，「裁判問題研究会」，「北法会」，「北公会」の公認サークルと「国際法・国際関係研究会」があります。公認サークルに関しては、便覧P.35を参照してください。

令和4年4月
北海道大学法学部

2022年5月吉日

2022年度北海道法学部、同大学院法学研究科、同法科大学院への入学生
及び各入学生のご父母様等保証人の皆様へ

北海道大学法学部同窓会 会長 佐々木 亮子

北海道大学法学部同窓会へのご案内

ご入学（ご進学）おめでとうございます。不断のご努力により難関を突破された入学生の皆様には心よりお祝いを申し上げますとともに、物心両面から入学生を支えてこられたご父母様等保証人の皆様には深く敬意を表するものでございます。

誠に残念なことに2020年初頭から引続くコロナ禍により学内外における在学生の皆様の諸活動が大きな制約を受けキャンパスから活気が失われていた昨今でございましたが、漸く対面授業がほぼ復活するなど正常な学内・社会生活が戻りつつあることは、ご同慶の至りとするところでございます。入学生及びご父母様等保証人の皆様がコロナ禍に十全に配慮されつつ今後ともご健勝であられますことを、同窓会員一同、只ひたすらお祈り申し上げます。

さて、北海道大学法学部同窓会は、これまで当同窓会の会員資格を北大法学部、同大学院法学研究科修士・博士課程及び同法科大学院の卒業（修了）生として参りましたが、2017年度の定時総会において、会員資格に係る同窓会規約の一部改正が行われ、学部及び各大学院の在生であることをもって当同窓会の会員になることとされました。同窓会の存在とその意義・役割を在学時からご理解頂くとともに在学時から同窓会活動にご参画頂けるようにとの趣意から、この改正に至ったものでございます。

これにより、2018年度以降の法学部等の入学生の皆様については、ご入学と同時に当同窓会の会員になられることになり、従い2022年度入学生の皆様におかれても、今ここに延べ1万4千人を超える会員を擁する当同窓会の会員になられたのでございます。新たな同窓会の会員をお迎え出来ますことは、同窓会員一同無上の喜びとするところでございます。

ご承知のこととは存じますが、戦後の1947年に法文学部の中に法律・政治学の専攻講座が設けられ、その最初の入学生が1950年に第1期生として卒業されました（今春の法学部卒業生は、従い第73期の卒業生になられたわけでございます。）。1953年には大学院法学研究科が設置されるとともに、法経学部が改組され、単独学部としての法学部が誕生し、2004年には法科大学院が設置されて、今日に至っております。

「法学部同窓会」は、これらの変遷と歩調を合わせながら、1974年には同窓会規約を制定し会の運営・活動体制を一層整えつつ、1980年代中頃から本格的な同窓会活動への取組みを進め今日に至っております。現在まで引続く主な事業活動としては、会報「楡苑」の発行や会員名簿の調製・発行、講演会・公開フォーラムや同窓生懇親会・交流会の開催、卒業祝賀会の開催など多岐に亘っておりますが、さらに、2018年度からは在学生支援活動の一環として、法学部等との共同運営による、在学生の将来の進路選択に資するための法学部同窓会寄附講座（又は寄附講演会）及び就職セミナーなどが開設・開講され、2020年度にはコロナ禍に伴う経済的困窮学生向けの寄付金の拠出、2021年度には学業・課外活動において顕著な成果を収めた在学生・学生サークルを讃える「北海道大学法学部同窓会賞」を設営し、去る2022年3月24日第1回同窓会賞授賞式を挙行了したところでございます。

同窓会の存在意義は、一般に「同窓生同士の親睦や同窓生同士の協力・互助関係に資すること。」にあるとされておりますが、近年におけるグローバル化、構造改革推進の中で北海道大学も2004年に独立法人化され、将来に亘り国内外の熾烈な大学間・学部間競争と厳しい大学運営環境に晒されていく状況に鑑みますと、当同窓会としては、その運営・活動基盤を一層強固なものにし、北大法学部・大学院のアイデンティティの維持・発展に積極的に貢献していくとともに、そのプレゼンスを更に高めていく主たる母体になることが、強く求められている状況にあると考えております。

入学生の皆様、ご父母様等保証人の皆様におかれましては、以上の趣旨を是非お汲み取り下さり、「法学部同窓会」の運営・活動への積極的なご参画とご協力・ご支援を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げます。そして、コロナ禍の現状において誠に心苦しいお願いとはなりますが、若し事情が許されるものとして、この機会に同窓会運営・活動の根幹・基盤となる会費納入の手続きを頂けますならば、幸甚の至りとするところでございます。

お納め頂く皆様方の同窓会費は、一律20,000円の終身会費（2017年度定時総会における改正額）でございます。終身会費であるため、会費を納入されますと、以後生涯に亘り同窓会費の納入が不要となります（納入時点から以後、同窓会から会費が請求されることは、一切ございません。）。

お振込ご利用の場合（振込先名義は、何れも「北海道大学法学部同窓会」でございます。）

郵便振替 02750-0-2988（同封の振替用紙を使いますと手数料は無料でございます。）

北洋銀行本店営業部 普通預金 1365501

北海道銀行札幌駅北口支店 普通預金 0458323

郵貯銀行 店番号 908 普通預金 0570608

最後になりましたが、入学生の皆様、ご父母様等保証人の皆様のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げ、北海道大学法学部同窓会へのご案内のご挨拶とさせていただきます。

(ご留意頂きたい事項)

- ① **大学院法学研究科及び法科大学院（L S）にご入学されたことにより、当同窓会の会員資格を得る方は、北大以外の大学及び北大法学部以外の学部出身者の方でございます。**北大法学部ご出身者は、既に当同窓会の会員資格を得ており、同窓会員として登録されているため、当該出身者の方を新たに会員とすることはないからでございます。
 - ② 同窓会発行の振替用紙（手数料同窓会負担）等には、申し訳ございませんが、会員様ご芳名・所属（法学部等）を必ずご記載下さりますよう、お願いを申し上げます。
 - ③ **終身会費である同窓会費（20,000 円）を納入された在学生会員の皆様には、これまで卒業生（修了生）会員にのみ配付していた年会報（毎年 8 月初旬～に全国配付）を、保証人様ご住所宛てにお送りすることにしております。**もちろん当然に、卒業後もお送り致します。ただし、全国配付の諸準備に一月以上の期日を要するため、当該年度の年会報は毎年 6 月末頃までに会費を納入された在学生会員の皆様に限ってお送りし、それ以降～翌年 6 月末頃までに会費を納入された在学生会員の皆様には、翌年度の年会報からお送りさせていただきますことを、ご了承下さい。
 - ④ 会費を納入（お振込）された時点で、直ちに**終身会員（これ以後「終生同窓会費を納入する必要のない会員」と言う意味です。）**として登録させていただきます。なお、会費納入に係る領収書又は同窓会からの受領通知などは、会員様及び同窓会の双方にお振込書の写しが保管されること及び同窓会の経理のシステム上間違いはあり得ないことから、発行しておりません。ただし、現金で納入される場合（ごく少数ですが。）には、もちろん領収書を発行させて頂いております。会費納入及び終身会員登録についてご確認をされたい場合につきましては、是非ご遠慮なく E メール、FAX 又は電話【事務局不在時には留守電】に、お名前（フルネーム）、在学年、ご回答先 E メールアドレス・FAX 番号・電話番号等のいずれかを必ずご連絡下さい。同窓会からは、速やかに、回答させていただきます。
- 特に、会費を 6 月末頃までに納入したのに当該年の 8 月中旬を過ぎても当該年度の年会報が配送されてこない場合や年会報の中に会費請求書が同封されていた場合などについては、直ちに同窓会にご連絡下さい（誠に遺憾なことなのですが、会報配付委託先のミスで、ごく一部とはいえ時々こういう事例が過去に発生しております。）。
- ⑤ 在学生会員の皆様へのご連絡先・会報送付先については、在学中は保証人様のご住所とさせていただきます。会員様ご本人の現住所については、個人情報保護の観点などから大学等及び同窓会のいずれにおいても把握することが出来ないことされているからでございます。また、卒業（修了）後であっても、会員様からご自身の新たな住所届出（変更届出を含む）等がなされない場合についても同様の取扱いとさせていただきます。以上宜しくご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。